

貨物運輸業における労働災害防止の 取り組みについて要請しました

上越労働基準監督署では、管内の貨物運輸業の休業 4 日以上の労働災害が平成 28 年 8 月末現在、前年同期比 18% 増と増加傾向にあることから、管内の貨物運輸業 73 事業場および労働災害防止団体（陸上貨物運送事業労働災害防止協会 上越分会・糸魚川分会）に対して、荷役災害の安全確保、交通労働災害防止等についての要請を行いました。

要請に添付した主な資料

- ・ 荷役作業での労働災害を防止しましょう！
「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内
- ・ 交通労働災害を防止しましょう
「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
- ・ 陸災防作成「職場の安全衛生自主点検表」

上越基署発 0905 第 1 号
平成 2 8 年 9 月 5 日

事業主 各位

上越労働基準監督署長

貨物運輸業における災害防止について（要請）

日頃より労働基準行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働災害防止対策については当署の最重点課題と位置づけており、第 1 2 次労働災害防止計画では、労働災害（休業 4 日以上。以下同じ。）を平成 2 9 年において平成 2 4 年比で 1 5 % 以上減少させることを目標の一つに掲げています。

当署管内の昨年の労働災害は、全産業合計においては、目標達成水準である 2 2 4 件へ減少しましたが、貨物運輸業においては、荷役作業中の事故が後を絶たず、平成 2 4 年比 2 1 % 増の 1 7 件が発生しました。

本年においても、貨物運輸業の労働災害は、8 月末時点で去年同期比 1 8 % 増と増加の一途を辿っており、また、本年 7 月 2 6 日には当署管内において、貨物運輸業者同士（ともに県外業者）の交通死亡災害が発生し、貨物運輸業の労働災害減少、死亡災害撲滅に向けて憂慮すべき状況となっております。

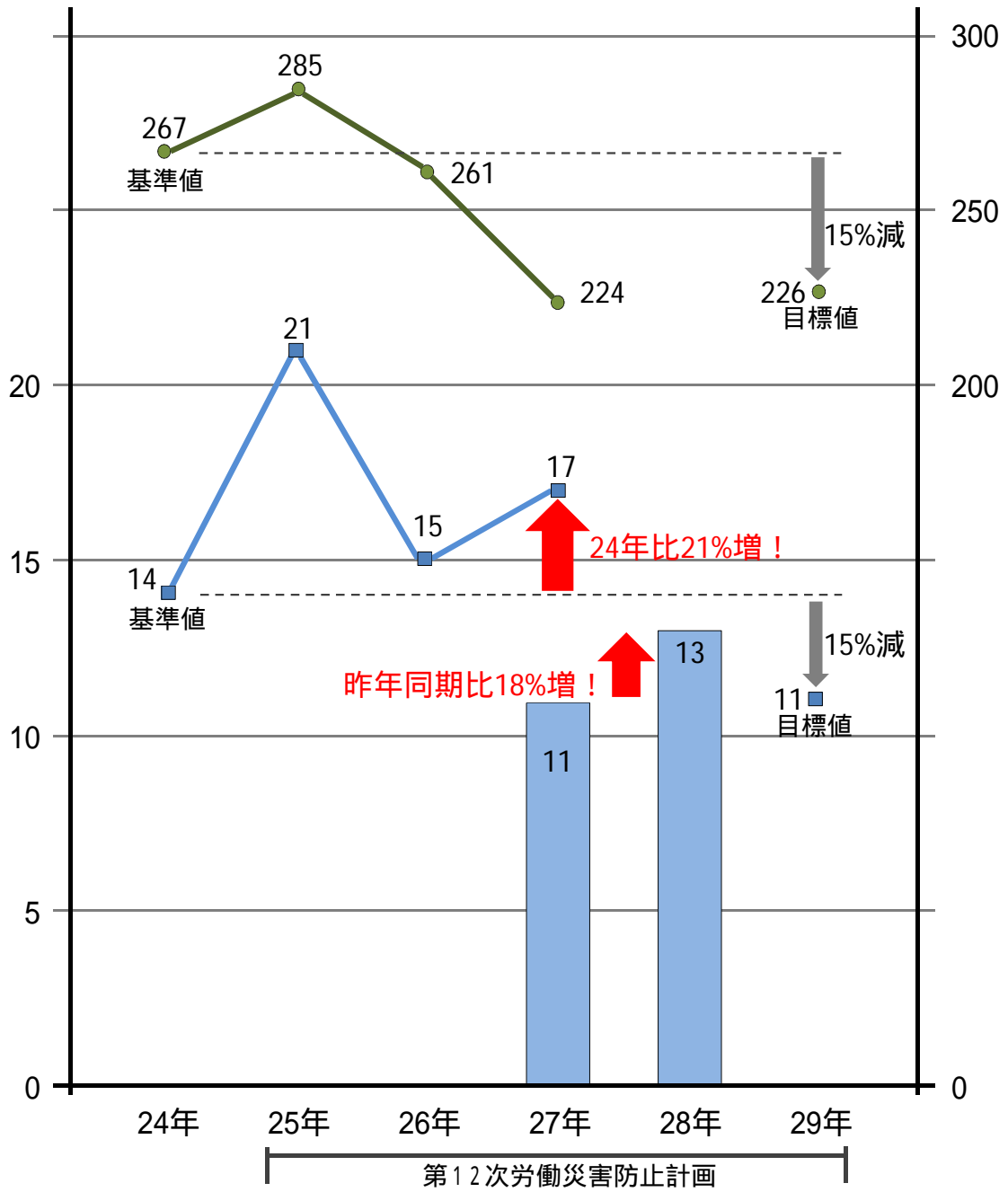
つきましては、荷役作業の安全確保、交通労働災害防止等について、同封のパンフレットを参考に、貴社での安全管理状況をいま一度点検されるようお願いいたします。

参考に、陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）作成の「職場の安全衛生自主点検表」を同封しますのでご活用ください。

| |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【問合先】 上越労働基準監督署 〒943-0803 上越市春日野 1 丁目 5-22 上越地方合同庁舎 3F TEL025-524-2111 FAX025-524-2964 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|

貨物運輸業

全産業



● 全産業 ■ 貨物運輸業 ■ 貨物運輸業(8月末)